# 令和元年度包括外部監査の結果に関する措置等について

(令和2年12月25日現在)

1 令和元年度包括外部監査 特定の事件(監査テーマ) 「子ども施策に関する事業の執行及び財務事務について 一特に、児童虐待・いじめに関連する事業に対する重点的検証―」

# 2 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
第3 子育現 (大)		幸礼岡児童クラブ収支台帳の計算 誤り及び草年田児童クラブ実績報告書の記載誤りについては、両児童の ラブを指導し、正しく記載したものの再提出を求め、令和元年10月に受理した。 また、草牟田児童クラブ運営費階で提出されていたことがの指導しがで提出されていたことがが原因であり、当該児童クラブの再提出を求られていたのとする。(通知受理日:令和2年12月11日)	措置済
【指摘2】 1. やくしよいこの家表題 1 は「決算(見込)書」が正しいが「予算(見込)書」となっていた。 2. おひさまこども園の決算書は殆ど全ての項目が端数字で処理したきりの良い数字したのか疑問であった。はたして精算であった。 31 年 3 月 31 日廃園となった。 (P83)	こども未来 局 保育幼稚園 課	1.本市から施設に対し、大量の紙文書に対きを複数回送付していたため、施設が誤った様式を使用していまった。 令和2年度からは、施力セルでは、をエルのシートではでは、立ちでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	措置済

【指摘3】 私立ついとのでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、では、中国のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	とも未来局保育の対象を表現である。	研修費に関しては、実績報告書に 支出を詳細に記載して領収証を添付 するように、令和2年4月に幼稚園 協会を通じて各幼稚園に文書で通知 を行った。 (通知受理日:令和2年12月11日)	措置済
【指摘4】 私立幼稚園施設等整備補助金については、車両購入の際に返還されるリサイクル預託金を収入金額ととらえ、補助金額算定の際に減額処理されるが、リサイクル預託金は収入というより預託金のでは収入という性質のものなのではった。(P89)	こども未来 局 保育幼稚園 課	令和2年度からリサイクル預託金は売却益から除くこととし、実績報告の際に売却益の内訳が分かる書類を添付して提出するようにした。(通知受理日:令和2年12月11日)	措置済
【指摘5】 鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱第5条 (7)で、鹿児島市介護老人福祉施設等整備費補助事業について、消費税地方消費税の申告により補助金に係る仕入費税額が確定した場合に市長の報告を求めているが、手続がいても同様の手続がいても同様の手続が必要ではないか。	こども未来 局 こども福祉 課	鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱を改正し、令和2年度から他の事業についても同様の手続きを行うことを規定した。 (通知受理日:令和2年12月11日)	措置済

第5 本市におけるいじめ防 止対策に関する事業の執 行及び財務事務の執行に 関する監査の結果及び監 査人の指摘、意見につい て

## 【指摘6】

外部監査人が各学校のホームページを確認したところ、ほとんどの学校のホームページで学校いじめ防止基本方針が公表されていたものの、公表されていない学校も散見された。これらの学校につなまた。これらの学校につは、早急に策定済みの基本方針をホームページ上で公表すべきである。

(P141)

教育委員会 教育部 青少年課 学校のホームページに、学校いじめ防止基本方針が公表されていない学校については、令和元年12月に個別に指導を行い、該当する全ての学校のホームページに、学校いじめ防止基本方針が公表されたところである。

(通知受理日:令和2年12月11日)

措置済

### 3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見 解
第2 本市における子ども施策に関する事業の概要 【意見1】 待機児童解消対策に一層の努力と 工夫の強化が必要である。 (P14)	こども未来 局保育幼稚園課	待機児童解消対策については、既存施設の定員増を図るとともに、保育従事者の確保等による児童の受け皿確保が必要と考えている。 既存施設の定員増については、今後も保育の必要な児童数に対する定員の確保に努めるとともに、保育所支援となりてはる潜在保育があるととのほか、学生の保育所等への就労促進を図っている。 さらに今年度より子育て支援員や幼稚園教諭等のたい、保育従事者の確保に努めている。 さらに今年度より子育で表援員や幼稚園教諭等のたいるところである。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見2】 幼児教育・保育の無償化の施行によって、保育の長時間化が進むことは必然であるところ、これに対処する為に「保育士・保育所支援センター運営事業」以外に無償化の施策対策に特化した保育士等職員の人材確保及び処遇改善の為の施策の実施が必要である。  (P15)	こども未来 局 保育幼稚園 課	子どもを預けて就労したいという共 働き世帯の増加に加え、幼児教育・保 育の無償化の導入に伴う保育需要の受加が見込まれることが発にの知りでは、 保育体制強化事業のでは、 保育体制強化育士等の配置特例を導入 することで、保育では事者の確保に努めるとともに、国の制度に努力のといる。 育士宿舎借り上げ支援事業を実施するなど、保育士等が働きやすいる。 そのほか、学生の保育所等への就労を促進するため、座談会や施設見学

_	1	
<b>数りフェッナ極大体)と問わりわら</b>	> 18 4 + ++	バスツアー等のイベントも実施している。引き続きイベント内容を充実させつつ継続的に実施して、若い世代に保育の魅力を発信することで、将来的な人材確保についても、取り組んでいるところである。 (通知受理日:令和2年12月11日)
第3 子育て支援施策に関する施設の現状及び財務事務の執行 【意見3】 ハイリスク妊産婦に特化した相談 事業の実施を検討すべきである。 (P53)	こども未来 局 母子保健課	現在のところ、ハイリスクに特化した相談事業の実施は予定していないが、全ての妊婦を対象にした母子健康手帳の交付時の妊婦健康相談からハイリスク妊婦への地区保健師の個別支援がスタートし、産科医療機関との連携、産婦健康診査及び産婦支援小児科連携事業の実施と、妊産婦への支援の充実・強化を図っている。今後も継続して丁寧な支援を行っていく。(通知受理日:令和2年12月11日)
【意見4】 母子保健課において実施している 未受診妊婦の把握についての調査事 業の結果をこども福祉課においても 情報共有するに際して情報共有に漏 れ等が発生しないよう一層の努力、 工夫を求める。	こども未来 局 母子保健課	未受診妊婦の把握については、「特定妊婦をこども支援室に繋げる基準」を令和2年5月21日に作成し、こども支援室との情報共有に漏れがないよう取り組んでいるところである。 (通知受理日:令和2年12月11日)
(P53) 【意見5】 特定妊婦管理台帳の整備をすすめ るべきである。 (P53)	こども未来 局 母子保健課	特定妊婦に特化した台帳は作成していないが、従前より、地区担当保健師毎に、成人や、特定妊婦等の母子も含めた全要管理者台帳を作成している。全要管理者台帳には、管理理由が記載されており、特定妊婦であることがわかるようになっていることや、必要に応じて家族の状況も掲載されており、家族保健指導につながる利点もあることから、現在の台帳を活用していくこととした。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見6】 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の 管理に、さらに努力と工夫をすべき である。 (P53)	こども未来 局 こども福祉 課	貸付金の収入未済分については、催告状の発送や電話催告、償還指導員等による訪問徴収や民間会社に委託しての回収など、更なる償還対策に努めているところである。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見7】  児童扶養手当、児童手当の「受給者の過誤による受給」を無くす為の努力と工夫をさらにすべきである。 又、過誤による受給者に対する返納について一層の努力と工夫が必要である。 (P53)	こども未来 局 こども福祉 課	受給者の過誤を防ぐために、新規申請時・現況届受付時等に制度の説明の徹底に努めているところである。また返納については、定期的な催告状の発送や一括での返納が難しい受給者へ分納を案内するなど、一層の工夫をしていく。(通知受理日:令和2年12月11日)

#### 【意見8】

鹿児島市放課後児童健全育成事業 実施要綱第 29 条において「運営委員会は…年度ごとに監査を行うこ と」と定められている。監査を行った後、監査報告書は決算書に添付されて流通する。第 21 条により決算書は市長に提出される。決算書は監査報告書が殆ど添付されていなかった。今後監査報告書は決算書に添付して市長に提出するのが良いと思われる。

(P70)

# こども未来 局

こども政策

鹿児島市放課後児童健全育成事業実 施要綱を改正し、決算書の様式の変更 を行い、令和2年度から監査報告書を 決算書に添付することとした。

(通知受理日:令和2年12月11日)

#### 【意見9】

平成28年度から3期連続して医療事務講座を開講し、応募人数、試験合格者ともに増加傾向にあったことから、令和元年度も同じく医療部産を同一業者の下で開催したが定員40名に対して応募者数が20名となっている(平成30年度は定員40名に対して応募39名、修了者28名、試験合格者21名)。そのため市は来年度以降の講座について医療計している。早急な工夫の実施を望むところである。

(P78)

# こども未来 局

こども福祉

母子家庭等自立支援事業の医療事務 講座の受講者については、減少傾向に あったことから、令和2年度において は、医療事務講座に加え、新たに調剤 薬局事務講座を実施している。

(通知受理日:令和2年12月11日)

#### 【意見10】

鹿児島県の実施する障害児教育補助事業でカバーできない範囲を市が受け持つ形をとっている。制度として非常に有意義と考える。

しかし、当該制度を利用して、テレビ、ワイヤレスマイク、アンプを購入している設置者がいた。「対象 園児が複雑な障害を持っており、就園の機会を確保するために必要な機材である」と説明を受けたため要な機材であるを受けしている。通常の教育用機器備品等を購入するための抜け道的な利用が疑われるが、実績報告のみで事後的な監査を行っていたが、使用状況の確認等は行っていない。

内容的に踏み込んだ調査が困難で あることは理解できるが、より慎重 な運用が求められると考える。

(P87)

こども未来 局 保育幼稚園 申請があった場合は、購入品の用途 及び必要性について確認を行い、より 慎重な運用に努めてまいりたい。

事後的な監査など使用状況の確認方 法については、今後県とも協議を行う 中で、検討していく。

(通知受理日:令和2年12月11日)

第4本市における児童虐待防止施策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について【意見11】 児童虐待問題に関与する関係機関が個別案件毎の「虐待・要保護・アクセスし、当該ケースの規状を確認でき、対応状況を記入を記入を確認でき、対応状況を記入情報の共有、有効な活用又行政事務の共有、有効な活用又行政事務の共有、有効な活用又行政事務の共有、有効な活用又行政事務の共有、有効な活用又行政事務として必要である。 (P101)	こども未来 局 こども支援 室	現在、国においては「要保護児童等に関する情報共有システム」の導入検討が進められているほか、本市では令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待対策の体制強化を予定しているところである。システム導入も含めた関係機関間での情報共有の仕組みづくりについては、これらの動向も踏まえながら検討していく。(通知受理日:令和2年12月11日)
【意見12】 本市独自の児童相談所の設置を強力に推進すべきである。 (P102)	こども未来 局 こども支援 室	児童相談所については、令和2年3月に「鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画」を策定し、これを踏まえ、候補地等の検討を行ってきたところである。引き続き人材の育成や財源の確保など様々な課題を整理しながら、本市独自の児童相談所の設置に向けた検討を進めていく。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見13】 社会的なハイリスク妊産婦に該当し、虐待のリスクが高まっていると判断された場合に各保健センター・保健福祉課、母子保健課からこども福祉課へ要支援ケースとして通知するに際してのガイドラインを作成すべきである。  (P106)	こども未来 局 母子保健課	社会的なハイリスク妊産婦に該当し、虐待のリスクが高まっていると判断された場合には、従前からこども支援室へ情報連携をしてきたが、ガイドラインは作成していなかった。令和2年5月に「特定妊婦をこども支援室に繋げる基準」を作成し、こども支援室との情報共有に漏れがないよう取り組んでいるところである。(通知受理日:令和2年12月11日)
【意見14】 日常的に子どもに接する保育士、 幼稚園教諭等が児童の心身に悪影響 を与える行為の加害者となる場合を 想定して、防止策の検討が必要であ る。 (P110)	こ ど も 未来 局 保育 幼稚園 課	保育士等による不育を指導について では、本市の特定教の運営のよれでは、本市の特定教の事業の事業による不適切。 特定と、本市の特定教の事業に有います。 特定を集まれて、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

第 5 本市における が行及 が で が で が で が で が で が で が で な で ま で で な で な で な で な で な で な で な で	教育多青少年課	「重大事態の一歩手前のいじ場合のの事態」の発生を学校が把握した場合において、学校に対して、学校に対したは、教のを把握した場合においても認ったで、教育委員会において確認大事をが把握したができる。また、教育委員会においるでは、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ
【意見16】 いじめの認知件数0が3年以上といった相当期間続いている学校に対しては、いじめの認知について再検討を求めるべきである。 (P141)	教育委員会教育部青少年課	いじめの認知件数 0 との報告がなされる学校については、これまでも、「いじめの定義」を踏まえた認知がなされているか、見落としているいじめがないかなど、再度、検討するよう指導している。 引き続き、管理職研修会、生徒指導主任・担当者研修会を通して「1件でも多く認知し、それらを解消する」ことを指導していく。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見17】 いじめの定義を「いじめ防止基本方針」に記載していない学校は「いじめ」の定義を記載すべきである。 (P141)	教育委員会教育部青少年課	いじめの定義を「学校いじめ防止基本方針」に記載していない学校については、令和元年12月に個別に指導を行った結果、該当する全ての学校の「いじめ防止基本方針」に、いじめの定義が記載された。 引き続き、管理職を通じて、確認、指導していく。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見18】 各学校においては、学校いじめ防 止基本方針の定期的な点検、見直し を求める。 (P142)	教育委員会 教育部 青少年課	各学校における、学校いじめ防止基本方針の定期的な点検、見直しについては、日頃から、全ての学校に確認、指導を行っているところであるが、学校評議委員会等を通じた保護者等の意見を踏まえた点検・見直しについても検討していく。 (通知受理日:令和2年12月11日)

【意見19】 アンケート用紙は、3年~5年程度に期間を限定して保管をすることが望ましいと考える。 (P142)	教育委員会 教育部 青少年課	アンケート用紙の保管期間については、本市の公文書管理規則や他都市の 状況を参考にして、令和2年7月から 市いじめ問題等調査委員会等で、検討 を進めている。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見20】 重大事態への対応についてのシステムの整備が 139 ページに記載したとおり確立していることは高く評価するところであるが、学校が認知し、市教育委員会が把握した全てのいじめの具体的件数、各事例毎のその後の事実確認、指導について一層尽力していただきたい。 (P143)	教育委員会教育部青少年課	学校が認知し、教育委員会が把握したいじめの認知件数、事例毎の事実確認、指導については、これまでも、青少年課で行っている。引き続き、それらの指導を一層充実させていく。 (通知受理日:令和2年12月11日)
【意見21】 いじめ問題等調査委員会の委員を確保するためには、充実した予算措置が望まれる。 (P143)	教育委員会教育部青少年課	いじめ問題等調査委員会の委員を確保するための予算措置については、本市報酬及び費用弁償条例第2条及び第3条に基づき、委員会出席に対する報酬を委員会の開催予定回数に応じて予算計上している。 なお、いじめ問題等の事案が発生した際は、委員会を必要な回数、適切に開催することができるよう、必要な予算を確保する等、柔軟に対応していく。(通知受理日:令和2年12月11日)
【意見22】 いじめ問題調査委員会の構成については、教員経験者も委員に含めることを検討すべきである。 (P143)	教育委員会教育部青少年課	いじめ問題等調査委員会の委員は、 条例により「委員の人数は、6人以内 とし、いじめ問題等に関する専門的な 知識及び経験を有する者の中から、教 育委員会が委嘱する。」とされており、 現在、学識経験者2人、臨床心理士、 弁護士、精神科医、警察0Bの6人で構成されている。 条例制定時、教員経験者はその職務 上、いじめ事案の関係者と直接の人間 関係又は特別な利害関係を有したという経緯があることかあるが、委員に含めなかとうかについて は、今後、研究していく。 (通知受理日:令和2年12月11日)